

宅地建物取引業廃業等届出について

廃業等の届出

宅地建物取引業者が次に掲げる事項に該当することとなった場合は、廃業等届出書に免許証（紛失により提出できない場合は理由書）及び添付書類を添えて、免許を受けた知事または国土交通大臣に届け出ることが必要です。

免許の効力は、業者が死亡した場合または法人が合併により消滅した場合には届出を問わず、その事実が発生したときに失効します。その他の場合は、その届出により失効となります。

なお、郵送による提出で控えが必要な場合は、必ず副本返却用の封筒に必要な切手を貼付し同封して下さい。

《廃業等の届出一覧》

廃業等理由	法人・個人の別	届出事由の生じた日	届出人	届出期間
死亡	個人	死亡した日	相続人	事実を知った日から30日以内
合併による消滅	法人	合併により消滅した日（消滅の事由発生日であって登記の日ではない）	代表する役員であった者	該当することとなった日から30日以内
破産	法人又は個人	破産決定の日	破産管財人	
合併及び破産以外の理由による解散	法人	解散した日（解散の事由発生日であって登記の日ではない）	清算人	
廃止	法人	廃業した日	代表者	
	個人	廃業した日	業者であった者	

《提出部数および提出先》

部 数		提 出 先	
届出書1部（控えが必要な場合、届出書1部＋副本1部）		茨城県土木部都市局建築指導課 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6	
受 付	月曜から金曜	午前9時～11時30分	午後1時～4時30分

《添付書類》

廃業等届出書に免許証（紛失により提出できない場合は理由書）及び次の書類を添付してください。

廃業等理由	添付書類
死亡	戸籍謄本（死亡及び相続関係がわかるもの）
合併による消滅	消滅会社の閉鎖登記簿謄本（消滅日がわかるもの）
破産	破産管財人の証明書
合併及び破産以外の理由による解散	商業登記簿謄本（解散日、清算人がわかるもの）
廃止	